

令和2年3月5日

介護サービス事業所・施設管理者様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

本市における「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」の具体的な運用について

平素は本市介護保険事業の運営に御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

中華人民共和国湖北省武漢市から発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、これまでの感染事例では、とりわけ高齢者や基礎疾患を持つ方が重症化しやすいとされており、仮に介護サービス事業所・施設において患者が発生すると、多数の重症者が生じるといったことも考えられることから、介護サービス事業所・施設におかれましては、次の事項を徹底いただいていることと存じます。

- 1 手洗いの励行やアルコール消毒剤の利用など手指衛生の徹底
- 2 咳エチケットの励行やマスクの着用など飛沫感染対策の徹底
- 3 器具、機器の洗浄、消毒など標準的な感染予防策の徹底
- 4 職員も含めた健康状態の把握の徹底
- 5 外出に当たっては人ごみを避けるなど施設外での感染防止の徹底
- 6 正確な情報収集の徹底

令和2年2月28日付で、厚生労働省老健局総務課認知症対策施策推進室、高齢者支援課、振興課及び老人保健課連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（別紙参照。以下「国事務連絡第3報」という。）が発出されたところです。国事務連絡第3報に関して、本市へのお問い合わせが多い事項について、本市における具体的な運用を下記のとおりとします。

京都市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントについても、国事務連絡第3報及び下記運用に基づいて取り扱います。

なお、この運用については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために臨時的・限定的に行うものであることを申し添えます。

記

国事務連絡第3報 問1関係

新型コロナウイルス感染症に伴い学校が休校等になることにより、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いは可能か。

<国回答>

可能である。

＜本市における具体的な運用＞

① 人員基準欠如減算

事前に予定した人員配置では人員基準を満たしていたにもかかわらず、次の事由によって配置予定の職員が出勤できず、他の職員を代替で配置することを調整したが、結果として配置できず、サービス提供は行ったものの、人員基準を満たすことができなかった場合には、人員基準欠如減算を適用しません。

なお、この運用により人員基準欠如減算を適用しない場合は、これらの事情を記録して5年間保存してください（本市への報告等は不要です。）。

- ・ 学校の休校に伴い、子どもだけで自宅で過ごすことが難しく、職員が子どもをみるために出勤できないとき。

なお、京都市立小・中学校については、子どもだけで自宅で過ごすことが難しいといった状況等がある場合には、児童生徒を受け入れる措置（授業・給食の実施なし）が講じられています。保護者が就業していて、子どもだけで自宅で過ごすことが難しい時は、小・中学校での児童生徒の受入れの対象になります。

* 京都市内の保育園、認定こども園、小規模保育事業所、学童クラブ等については、可能な限り、家庭保育の協力をしたうえで、開所します。

- ・ 職員に発熱、咳等の症状があるため、出勤させない措置をとったとき。

② 有資格者の配置や一定数以上の職員配置が算定要件となっている加算

有資格者の配置や一定数以上の職員配置を評価するいわゆる体制加算については、①に該当する場合は算定可能とします。

有資格者等を配置したうえで、当該有資格者等が利用者にサービス提供を行って初めて算定できる加算については、①に該当したうえで、当該有資格者等が、電話等により必要な確認・助言を行いながらサービス提供を行うなど、サービス内容が維持されていると判断できる場合は、算定可能とします。

なお、この運用により加算を算定する場合は、これらの事情を記録して5年間保存してください（本市への報告等は不要です。）。

③ 利用者の居宅への訪問や面談等が算定要件となっている加算

利用者が、新型コロナウイルスへの感染の不安から、担当者の居宅訪問や面談等を拒絶する場合、担当者から利用者に対してマスク着用等の感染防止策を講じたうえで居宅訪問や面談等を行うことを説明してもなお、利用者から了解が得られなければ、電話等により必要な確認や説明を行っていれば、算定可能とします。

なお、この運用により加算を算定する場合は、これらの事情を記録して5年間保存してください（本市への報告等は不要です。）。

国事務連絡第3報 問7関係

認知症介護実践者等養成研修事業の実施について（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定される（介護予防）認知症対応型通所介護事業所の管

理者、（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者・管理者・介護支援専門員並びに（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の代表者・管理者・計画作成担当者が修了することを義務づけられている各種研修の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、延期する措置を行ってもよいか。

また、この場合、受講できなかったことにより、新たに指定を受け事業所を開設する場合を除き、人員基準違反・欠如減算としない取扱いとして差し支えないか。

<国回答>

貴見のとおり。なお、新たに指定を受け開設する事業所については、利用者への影響等を勘案し、必要に応じて、特定の者のみを対象に研修を実施するなど代替措置等を検討いただきたい。

なお、原則として、延期後直近に開催される研修を受講する必要がある。

<本市における具体的な運用>

国事務連絡第3報どおり取り扱うこととします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応として、京都府の主任介護支援専門員（更新）研修の一部のコースが延期になっています。居宅介護支援の特定事業所加算における主任介護支援専門員配置の要件を、主任介護支援専門員として配置予定の介護支援専門員が、延期になったコースを受講していたために満たせない場合については、現に特定事業所加算の算定を届け出ている居宅介護支援事業者が、届け出ている区分と同一区分を引き続き算定する場合に限り、本市（介護ケア推進課）に対して、当該介護支援専門員に延期になったコースを必ず受講させる旨の誓約書及び勤務形態一覧表（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は不要）を令和2年3月末までに提出（郵送）すれば、主任介護支援専門員が配置されているものとみなして、同一区分の算定を可能とします。この運用により本加算を同一区分で算定する場合は、これらの事情を記録して5年間保存してください。

※ 京都府の主任介護支援専門員（更新）研修の延期となったコースを修了することにより、介護支援専門員の資格更新を行う予定であった者については、厚生労働省老健局振興課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて」に基づき、京都府が認める期間内は介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いとなっています。そのため、人員基準及び介護報酬の算定においては、介護支援専門員として取り扱います。本市（介護ケア推進課）に対して、当該介護支援専門員に延期になったコースを必ず受講させる旨の誓約書及び勤務形態一覧表（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は不要）を令和2年3月末までに提出（郵送）してください。また、この運用を適用する場合は、これらの事情を記録して5年間保存してください。

国事務連絡第3報 問9関係

居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

<国回答>

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開

催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

＜本市における具体的な運用＞

① サービス担当者会議

居宅サービス計画を作成・変更する時又は利用者が更新認定若しくは区分変更認定を受けた時は、原則としてサービス担当者会議を開催する必要があります。

サービス担当者会議については、利用者から自宅での開催を断られた場合は、自宅以外で開催することは可能です。この場合、介護支援専門員が、サービス提供事業所の担当者に対して、利用者の意向や自宅の状況等を具体的に報告するとともに、サービス担当者会議での検討内容を利用者に説明し、利用者の意向を確認してください。

また、サービス提供事業所の担当者が、子どもの学校の休校や、発熱、咳等の症状があるために、サービス担当者会議に出席できなかった場合は、基準省令「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」（以下「居宅介護支援等基準省令」という。）第13条第9号に規定する「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、担当者に対する照会等により意見を求めてください。

サービス提供事業者の担当者が、新型コロナウイルスへの感染の不安のみを理由として、サービス担当者会議への出席を拒絶することは認められませんが、当該担当者が所属している事業所において発熱、咳等の症状がある職員等が複数いるなど、感染拡大防止の観点から、当該担当者が出席しない方がいいと判断される場合は、居宅介護支援等基準省令第13条第9号に規定する「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、当該担当者に対しては、照会等により意見を求めてください。

これらの事情については、居宅介護支援経過記録に必ず記録し、当該記録を5年間保存してください。

② モニタリングのための居宅訪問

利用者が、新型コロナウイルスへの感染の不安から、介護支援専門員の居宅訪問を拒絶する場合、介護支援専門員から利用者に対してマスク着用等の感染防止策を講じたうえで訪問することを説明してもなお、利用者から居宅訪問の了解が得られなければ、モニタリングのための居宅訪問ができていなくても、電話等により必要な確認を行うことで、居宅介護支援等基準省令第13条第14号の「特段の事情」に該当するものとして運営基準違反としては取り扱いません。利用者が居宅訪問を了解しているが、当該利用者又はその同居者に発熱、咳等の症状があり、介護支援専門員への感染防止のために居宅訪問しなかった場合も、同様に運営基準違反としては取り扱いません。

また、介護支援専門員が、子どもの学校の休校や、発熱、咳等の症状があるために出勤できず、モニタリングのための居宅訪問ができない場合、当該事業所に所属する別の介護支援専門員が、居宅訪問を行っても構いません。別の介護支援専門員が居宅訪問を行えない時は、電話等により必要な確認を行うことで、居宅介護支援等基準省令第13条第14号の「特段の事情」に該当するものとして運営基準違反としては取り扱いません。

これらの事情については、居宅介護支援経過記録に必ず記録し、当該記録を5年間保存してください。

③ 運営基準欠如減算

①②により運営基準違反として取り扱わない場合は、運営基準欠如減算を適用しません。

※ 問9については、介護予防支援も同じ取扱いになります。